

平成22年3月17日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆																																				
欠席議員 (0名)																																					
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>武廣勇平</td> <td>副町長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>吉田茂</td> <td>教育次長兼 生涯学習課長</td> <td>鶴田良弘</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>池田豪文</td> <td>総務課長</td> <td>江頭典雄</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>鶴田直輝</td> <td>健康増進課長</td> <td>江口正光</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>白濱博巳</td> <td>企画課長</td> <td>北島徹</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>江崎文男</td> <td>福祉課長</td> <td>岡義行</td> </tr> <tr> <td>産業商工課長</td> <td>渡邊昭秋</td> <td>教育課長</td> <td>大隈忠義</td> </tr> <tr> <td>文化課長</td> <td>原田大介</td> <td>子ども安全課長</td> <td>川原源弘</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局長</td> <td>福島日出夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町長	武廣勇平	副町長		教育長	吉田茂	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘	会計管理者	池田豪文	総務課長	江頭典雄	住民課長	鶴田直輝	健康増進課長	江口正光	税務課長	白濱博巳	企画課長	北島徹	建設課長	江崎文男	福祉課長	岡義行	産業商工課長	渡邊昭秋	教育課長	大隈忠義	文化課長	原田大介	子ども安全課長	川原源弘	農業委員会事務局長	福島日出夫		
町長	武廣勇平	副町長																																			
教育長	吉田茂	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘																																		
会計管理者	池田豪文	総務課長	江頭典雄																																		
住民課長	鶴田直輝	健康増進課長	江口正光																																		
税務課長	白濱博巳	企画課長	北島徹																																		
建設課長	江崎文男	福祉課長	岡義行																																		
産業商工課長	渡邊昭秋	教育課長	大隈忠義																																		
文化課長	原田大介	子ども安全課長	川原源弘																																		
農業委員会事務局長	福島日出夫																																				
職務のため 出席した 事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>小野清人</td> <td>議会事務局係長</td> <td>石橋英次</td> </tr> </table>	議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																																
議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																																		

議事日程 平成22年3月17日 午前9時30分開会（開議）

- | | | |
|--------|--------|---|
| 追加日程第1 | 追加議案上程 | 提案理由の概要説明 |
| 日程第1 | 議案審議 | |
| | 議案第3号 | 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第4号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第5号 | 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第6号 | 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第7号 | 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第8号 | 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第9号 | 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第10号 | 上峰町工業用地取得造成分譲事業減債基金条例を廃止する条例 |
| 日程第9 | 議案第11号 | 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計条例を廃止する条例 |
| 日程第10 | 議案第12号 | 上峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 上峰町副町長の選任について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第27号 | 平成22年度上峰町老人保健特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第28号 | 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第29号 | 平成22年度上峰町土地取得特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第30号 | 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第31号 | 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計予算 |

日程第22 議案第32号 上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

午前9時28分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りをいたします。先ほど町長から議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第1 追加議案上程、提案理由の概要説明。

議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、これを議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。議案の追加提案をさせていただきます。

議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましては、上峰町で医療費について助成をしておりますが、その申請手続において国で一部改正がなされましたので、これによって関係条例の一部を改正するものであります。

平成22年3月17日提出、上峰町長、武廣勇平。

詳細は担当課長より説明いたします。

以上1議案、追加提案をさせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長から1議案上程されました。補足説明があればお願いをいたします。

福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから、議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をします。

平成22年4月、今年の4月から診療報酬明細書等 レセプトですけれども、その取り扱いが、今までは総合病院においては、外来で2以上の診療科にわたって診療を行った場合は、診療科ごとに個別にレセプトが作成されておりました。22年4月診療分以降については、外来において2以上の診療にわたって診療を受けた場合において、1枚のレセプトになり、佐賀県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、乳幼児医療費の助成に関する条例を改正する必要性がありましたための改正でございます。

改正内容でございますけれども、第4条第1項中の「(2以上の診療科を有する医療機関にあっては、診療科名を別にする診療科ごとにそれぞれ別個の医療機関とみなす。)」を削るものでございます。

なお、附則で、この条例は平成22年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行前に行われた医療費に係る一部負担については、この条例にかかわらず、なお従前の例によるということになります。

また、規則で様式なんですけれども、第2号、乳幼児医療費受給資格証の裏面の注意事項及び様式の第6号、乳幼児医療費助成申請書の注の変更でございます。

なお、この総合病院の関係としまして、県内では5医療機関あります。県立病院好生館、唐津赤十字病院、国立佐賀病院、嬉野医療センター、佐賀大学医学部附属病院の5つの医療機関がございます。

以上で議案第33号の補足説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ほかにないようですので、これで提案理由の説明を終わります。

日程第1 議案第3号

議長（吉富 隆君）

日程第1 議案審議。

議案第3号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第4号

議長（吉富 隆君）

日程第2・議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。

8番（伊東盛雄君）

まず第1に、報酬が上がっておりますけど、総額で幾ら上がっているか、まず1つ。

2つ目が、区長会代表とありますが、区長の設置に関する規則で区長会代表というのはありません。それがないのにどうして支払われるか。2点お尋ねします。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま御質問の中で、全体の総額というのは、予算書等にもあらわしておりますが、これに関して今度10%から5%に変更するものでありますが、その影響というのは総額で約1,600千円程度の影響になるというふうに試算をしております。

それから、この区長会代表の報酬の関係でございますが、以前からずっと規定がございまして、それに基づいて支給をしております。いつの時点からかまだ私も把握は十分できておりませんのでお答えはできませんけれども、ただいま御指摘のような根拠というのをやっぱり明示すべきではないかというふうな感じでおります。したがって、当時のそういった支給してきた根拠、あるいは経緯も十分また調査をしながら定めていきたいと。定めるとすれば、どこですべきかというのもあわせて検討して、早急にそういうふうな適正な措置をしていきたいというふうに思いますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

8番（伊東盛雄君）

まず、区長の設置に関する規則で区長会代表というのを明記されておれば、これを支払うという条例をつくっていいと思います。

ほか、同じく類似するもので分館長会というのがありますね。分館長会の代表というのがありますけど、それには支払いがないわけです。だから、非常に整合性がなっていないと私は考えます。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま申し上げましたように、いろんな団体の代表者の方、いろいろ役につかれることが多いと思います。そういうところから、いろいろ御苦勞をかけるという意味で支払いをしてきたというような感じもしておりますが、はっきりした根拠は私もつかめておりません。したがって、先ほど御指摘いただきました、いろんな他の団体の方の状況等も今後あわ

せて検討すべきじゃないかというふうに思いますので、あわせて対応していきたいと思って、いましばらく時間をいただきたいということで申し上げたつもりでございます。

8番（伊東盛雄君）

さきの議会でも私、条例等の見直しがあるんじゃないかということも指摘しております。それで、そういう整合性のない条例改正については同意をしかねます。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

5番（中山五雄君）

特別職の報酬についてということで、今、伊東議員さんのほうから条例とかなんとか、中身はいろいろ意見が出ましたけれども、私は違う観点から質問をいたします。

教育費も厳しい状況の中、予算を組まれております。それと、いろんなイベント関係のカット、それから、地区の委託費も当初から見れば半額以下ということで、地区からの苦情もいろいろ出ております。こういう状況の中で、こういう特別職の報酬を上げるのはいかがかなと思いますけれども、この辺どういう根拠で上げられたか、説明のほどをお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問でございますけれども、これは私の判断でございますけれども、町として歳入不足を防ぐことができたという中で、その役割に応じた、本来であれば支給額につきましては本則どおり戻すのが適当だという中で、給与の減額をいただいて、町のための財政の健全化に貢献していただきたいというふうに考えて、この減額案を出したところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

今町長のほうから、財政の健全化についてということで協力をしていただきたいと。今言われたことは、これをされていること自体は財政改革に逆行しているんじゃないかなと。私は今町長が言われた分については、本当に納得いくような答弁じゃなかったなと。本当に財政改革を一緒にやってもらいたいというならば、ここで特別職のあれを上げるべきかなと。皆さんに本当のことを話して協力をしてもらうのが財政改革の一環じゃないかなと思いますけれども、一応その辺の考えを聞きまして、この質問を終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

おっしゃるように、大変厳しい財政状況ということでございますので、できるだけ財政の状況に貢献をしていただくという意味で減額案を出させていただいております。

これは、率につきましては、歳入不足がこれこれあるからこれだけお願いしますというような文脈で定めたわけではございません。本来であれば本則に戻すべきであるところを減額

していただき、町の財政の健全化のための貢献を果たしていただきたいという思いで提案させていただきます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

2番（原楨和彦君）

関連質問でございます。伊東議員さんの質問についてでございますけれども、区長手当の中において、衛生班長手当というものがございます。ほとんど区長さんだということで、規則の中において、きちっとした職務分担をうたわれております。そういったところも今度、特別職あたりの規則、条例等の整合性を図る場合においては、全体的に見て図っていただきたいと。それが1件です。

それと町長、今、特別職の関係の5%カット戻しの件でございますけれども、私も先日、ある区長さんから、確かに上峰町の財政は厳しいんだと。そして、新聞の報道等を見て、これだけ厳しかったら私たちももう一踏ん張りせんばいかんだろうという話も耳にいたしました。その中において、5%の戻しということでございますが、今度は特別職関係とか給与関係についてのほとんどの減額の戻しが出ております。町長は歳入不足のめどがついたと言われますけれども、これ150,000千円の借金のめどがついたから借金を回しているものではないですか。その点、お尋ねいたします。

総務課長（江頭典雄君）

私のほうから、先ほど御質問の区長さんの手当の中で、衛生班長手当というのが規定をしております。これはいつから支給していたのかわかりませんが、区長さんに、以前はいろんな環境問題で御苦勞をかけておったというふうに私は感じておりますが、というのは、ごみの収集等じゃなくて、特に夏場あたりは区長さんが中心となって地区の消毒等にも、防疫に関しても非常に力を入れてもらっていたという時期があったと思います。それをやっぱり先頭に立っていただく御苦勞をかけたという意味で班長手当というのは支給されてきて、現在もいろんな環境問題には十分御尽力いただいているような実情もございます。

規則との整合性と言われましたけれども、この規則の改正につきましては、たしか去年の7月にお願いをしたところでございますが、これは区長さんの業務をはっきり規定しようと、いろんな公務災害等、業務に携わっていただくときに、区長さんの位置づけと、それから業務の範囲、これを明確にする必要があるということから、そういう規定を改正させてもらったところでございます。したがって、新たな業務として出てきたものではなくて、今まで当然やっていた来てきたもの、やっただくものを明文化したものでございます。

したがって、今出ている衛生班長と区長の手当が重複しているのではないかというようなことには当たらないと、私どもはそういう理解をしておりますので、どうぞ御理解をい

ただきたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

私は後段の原慎議員の中の借金についてでございますけれども、これは御承知のとおり、270,000千円のホリカワの返済がございました。この借りかえのめどをつけるために、足しげくさまざまな関係部署、国のほうにも県のほうにも御相談をしまいいりました。そのめどがついた中で、財政のほうも頑張ってお力してくれまして、150,000千円について借りかえを行うという中で、歳入不足を防ぐことができたということでございます。

その中で、おっしゃるように150,000千円の返済というものを今後償還をしていかなければいけない中での対応であるということは、議員おっしゃるとおりであるというふうに思っております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

前段の総務課長のほうからの件についてですが、削りなさいと言っているものではございません。区長さんとしての業務の中にそういったもろもろをきちっと明文化したら、そういったものについても当然そっちのほうに移すべきではないですかということなんです。そこら辺をきちとした形で、別々じゃなくして、していただければということです。

それから、後段、町長の件なんですけれども、やはり言われますように、私たちは前の議会の町長の給与カット50%のときから、みんなで分かち合いましょうよということで議会に言っても言ってきております。そういった関連からおいて、当然この270,000千円の支払いがなくて、うちの財政がそれなりに豊かになってのことであれば、喜んで皆さん受けられると思います。

しかしながら、ことしの1月6日の新聞なんですけど、きのうも一般質問で言わせていただきました。この借りかえができなければ上峰町は赤字に転落しますと。来年度分を先食いというふうなところまで出ております。そういった財政状況の中において、やっぱり町民の皆様もそこまで気を使われております。そういった、せつかく町の財政の立て直しというふうなところが町民の皆様のところまで現在芽が吹き出していると。それを今回、借りかえができたからというふうなことで、報酬をどんどんどんもとに戻していただくということはありがたいことなんですけれども、ここでもう一我慢して財政の立て直しということは考えられませんか。その点をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

区長さんの手当についていろいろ御心配いただいて、どうもありがとうございます。

区長さんの報酬というのは、御承知のように基本割と戸数割から構成をしておりまして、今いろいろほかの団体、役職の方とのつり合い等も考えて考慮されて規定をされているというふうに思います。したがって、今財政問題もいろいろ御心配いただいている最中でご

ざいますので、一応しばらくはこのままで進めさせていただいて、後そういう御意見は加味する時期が多分来るだろうというふうに思いますので、その時点で改正、変更させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

町長（武廣勇平君）

大変議員にもこの財政の状況について御心配いただいていることはよく理解いたしました。今後につきまして、各団体の方々、また補助団体の方も含めて、さまざま御協力いただかなければいけない時期が来るやもしれないと考えておりますので、その時点につきましてはまた御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

町長が言われることはわかりました。で、ことしは戻して、来年はまたさらにカットというような状況にならないようにですね、私の言っていることはわかってもらえると思います。ことしはよかけんがちょっと戻しますよと、来年厳しかけんまたやりますよやなくして、やはりそういった、何と申しますかね、言い方は悪いんですけども、自転車操業みたいな、その場限りその場限りじゃなくして、先を見据えて、やっぱり財政調整基金なりと、そういったもろもろで将来のことも負担増に備えるような形で財政再建を図っていただきたいということをお願いして、終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第5号

議長（吉富 隆君）

日程第3 議案第5号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第6号

議長（吉富 隆君）

日程第4 議案第6号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第7号

議長（吉富 隆君）

日程第5．議案第7号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第8号

議長（吉富 隆君）

日程第6．議案第8号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第9号

議長（吉富 隆君）

日程第7．議案第9号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第10号

議長（吉富 隆君）

日程第8．議案第10号 上峰町工業用地取得造成分譲事業減債基金条例を廃止する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第11号

議長（吉富 隆君）

日程第9．議案第11号 上峰町工業用地取得造成分譲特別会計条例を廃止する条例。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第12号

議長（吉富 隆君）

日程第10．議案第12号 上峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第13号

議長（吉富 隆君）

日程第11．議案第13号 上峰町長寿祝い金支給条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番（中山五雄君）

この長寿祝い金の支給額ですけれども、これは、70歳の古希の方は何名おられるか、それから喜寿、米寿、白寿、この人たちが各何名ずつおられるか、お願いします。

福祉課長（岡 義行君）

平成22年度、今現在の予定で、まず古希、70歳の方が93名、喜寿、77歳の方が93名、米寿、88歳の方が30名、白寿、99歳の方が4名でございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

そしたらこれ、全員合わせたら幾らになりますか。

福祉課長（岡 義行君）

この改正後の金額といたしまして2,115千円でございます。改正前の額でいたしますと3,029千円でございます。その差額、914千円が差額になっております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

要するに、これは前年度から減額しとっわけですよ。これは長寿のお年寄りの方たちが年に1回の本当に楽しみにしておられるお金だと思うんです。さっきから私ちょっと言って

おりますけれども、財政改革、その中で、やっぱりそういうのは住民サービスの一環として、これは下げていくべきじゃないんじゃないかと。あるところは上げて、あるところは下げると、こういう矛盾したようなあり方でいいのかと、町長にその辺ちょっとお尋ねします。

町長（武廣勇平君）

おっしゃるように、この一つ一つの部分をつぶさに見ていけば、そうした部分が議員の目から見ればあるのかもしれませんが。ただし、これにつきましては、住民サービスということよりも、一方で、ほかの各自治体を見ましてもこうした取り組みについてはさまざまな対応がなされているところをごさいますして、私としては行政の守備範囲というものをしっかり定める中で、一つ一つの事業、これが本当に今の時代にふさわしいものかというような視点で考えなければいけないというふうに思っております。この祝い金の部分だけでなく、すべての事業に対して、そうした視点で見詰めて見直してきた結果であるというふうに考えております。議員が本当に老人の皆様の視点で、これは残すべきという意見は真摯に受けとめ、今後の予算の中に反映していきたいというふうには考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

来年88歳になられる方がおられるんですね。楽しみにしてあるんですよ。で、こういうことで削られて、ああ、これ孫にやりたいとか、いろんな話をされておりましたけど、ちょっとやるのがですね、本当に我慢してもらって、財政改革の一環として、そのまま一生懸命努力をしてもらいたいというところと、こういうお年寄りの弱者の人たちのせっかく年に1回の祝い金を削るようなことで町はいいのかなと。これをもう少し考えていただきたい。削るところはいっぱいあると思うんですよ。町長、あなたがされていることは本当にこれ矛盾しているんじゃないですか。その辺、答弁お願いします。

町長（武廣勇平君）

議員の視点からすれば、こうした敬老祝い金の減額というものが今のさまざまな事業の減額、また増額の中での違和感を感じられるのかもしれませんが、私としては、これは一般的にもいろんな意見がある中で、減額ということで対応させていただいたわけでございます。

行政の守備範囲をどこまでにするかという中で、町単独でこうした部分についての予算をつけるということがこの財政状況の中、本当に正しい行為なのかという視点があったわけでございます。今後、議員の意見もしっかりと真摯に耳を傾けながら考えていく話ではあるというふうに認識いたしております。

以上です。

5番（中山五雄君）

これは最後の質問にしたいと思っておりますけれども、今回、特別職あたりは要するに5%アップされている。で、これは逆に減額されていると。その辺が本当に私は何も言わないお年寄

りの方たちに対しての矛盾じゃないかなと。私はその辺、苦言を言っておきますけど、こういう行政のあり方でいいのかなと。ただ、あとは討論、採決でいろいろ決まるでしょうけれども、これは私は強く、今後こういうことは考えていただきたいなと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

8番（伊東盛雄君）

お尋ねしますけど、現役並みの収入がある、健康保険では3割負担の方、この方には敬老祝い金はやらないという試算をしたときどのようになるか、お答えください。

福祉課長（岡 義行君）

この長寿祝い金の性格上、まず、その収入、所得とかというような基準ではなくて、ある年齢に達したら、そのお祝いということでの趣旨で長寿祝い金が交付されていると思います。

議員御質問の試算なんですけれども、実はその試算はやっておりませんけれども、この祝い金の性格上、そういうふうな収入所得に制限されるものではないと思われま

以上です。

議長（吉富 隆君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。

7番（井上正宣君）

一般質問でも申し上げましたとおり、やはり行政というものは公平、平等でなくてはならないと。そういう観点から、以前は5歳区切り、70歳、75歳、80歳という段階で区切っておりました。しかも限られた予算の中で、乳幼児医療の助成にどうしても力を入れたいという観点から、老人クラブの皆さん方に重々説明をして、そしてこのような形になっているかと思いますが、理由もなく切り下げ、お話し合いもされずに切り捨て、そういうことはやはり避けていただいて、十分こういった対象者の方とも話し合いをされて、理解をしていただいた上で、切り下げするなりやっていただきたいなと。

特にこういった関係は、ころころころころ変えると、それに当てはまらない人がおるんですよ。そうすると、その間で亡くなってしまふ。とうとう1回ももらわんで亡くなった、やはりそれは不平等の一つじゃないかと。やはり公平に平等にこういったもの、祝い金でもやるべきであって、それがだめなら十分話し合いをされた上での了解をとってこういう祝い金をやるというようなことがなされない限りは、当初申しましたとおり公平、平等ではないと、そういう気持ちでおりますが、どうでしょうか。

町長（武廣勇平君）

議員のおっしゃることもよく理解するものでございます。今後、そうした対応も含めて検討していかなければいけません。財政状況を見る中と、もう1つ視点として、ほかの近隣

の自治体、そして、もうちょっと遠方の自治体の部分まで調査して協議した、協議と申しま
すか、考えた上での結論だということで御理解いただければと思います。

以上です。

7番（井上正宣君）

やはりそこら辺は、地方行政としては公平、平等を貫いていただきたいなと思っております。
それを十分考えた上でのこういう提案だったら了解をいたします。その点いかがですか。

町長（武廣勇平君）

私の中で、そうした関係者の方々と協議をすることがなかった部分については申しわけな
く思いますが、私の中での平等、公平という部分は、財政状況と他の自治体の状況、これを
私の視点として考えて結論としたわけでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

今後は、やはり老人クラブの皆さん方とも十分対話をされて、実は町としてはこうですよ
と、ですから、こういう形で私は考えておりますから御理解をくださいというような、町長
が言うように、やはりいろんな移動役場とか町長の懇談会とかいろいろやっている中で、そ
ういったものも老人クラブの方とも十分話し合いを何回もやって、そして、了解をいただく
ような努力が私は欲しいと思うんです。ただ単に予算がないからこれはもうカットするとか、
そういったものは極力避けていただきたいと、そういうふうに思っておりますが、どうです
か。

町長（武廣勇平君）

議員の本当にありがたい御指摘でございます。本当におっしゃるように、そうした検討を
今後してまいりたいというふうに思っております。それにより、平等、公平という視点で結
論が見出せればということは、まさにおっしゃるとおりだというふうに考えております。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第14号

議長（吉富 隆君）

日程第12．議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第15号

議長（吉富 隆君）

日程第13．議案第15号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番（原楨和彦君）

お尋ねします。

この条例の改正の中における第6条、量水器の設置についてでございますが、この費用はどちらが持って、もし町のほうの負担となれば、どれぐらいの負担が来るか教えていただきたい。

建設課長（江崎文男君）

この6条関係ですけれども、量水器につきましては、既設のつなぎ込みをされている事業所の方々につきましては町負担といたします。しかしながら、4月以降、この条例が通った以降につきましては、新規加入された事業所負担という形になります。

また、量水器の事業費等につきましては、今回の22年当初予算のほうの工事請負費の中にもありますように、1件当たり65千円の40件分の予算を計上しているところでございます。金額として約2,600千円ほどになるかと思えます。それにつきましては、22年度の当初予算のほうに工事請負費として計上いたしております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

わかりました。それで、こういった形で事業所用を従量制に持って行って、その見込み額としての収入増、それは幾らほど見込まれていますか。

建設課長（江崎文男君）

今回の条例改正の附則のところにありますように、事業所におきましては、現行の使用料に対しまして、今回見直しをする使用料を試算しますと、基本的には上がる方向になっております。よって、附則の中にありますように、来年7月の使用分から23年4月までの間、約1年9カ月ですけれども、緩和措置をしていきたいと思っております。

その中で、現行の試算の使用料金に対しまして、緩和措置をした中では、22年度については増収が約2,500千円、また、平成23年度まで緩和措置をしますけれども、平成23年度においては約3,000千円、平成24年度以降につきましては通常の使用料金に戻りますので、最終的には24年度以降については約4,600千円ほどの増収見込みとなる模様でございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

この件については、私も一般質問等においてずっとやってきた中でございます。

それで、規則の中に、一般家庭用以外の事業所等の月額という区分の中において、100立方メートルを超えるものは130円ということでございます。現在で100立方メートルを超えて、200、300と超えているような事業所があれば教えていただきたい。数だけで結構です。

建設課長（江崎文男君）

今のところ、うちの試算的には平成20年度の上水道の水量で試算しております。平成20年度での、先ほど言われました100立米以上超えている施設につきましては、約20事業所ほどあります。

2番（原楨和彦君）

あと、そうすれば、どれだけ使ってもこれによれば130円だと、たとえ500使っても。そういった形で、他の市町あたりによれば、水量が300を超せば150円とか、400を超せば160円とか、そういったところまで今後のことを考えてやっていく必要はないかということでございますが、いかがでしょうか。

建設課長（江崎文男君）

おっしゃられるとおりです。近隣市町等を調べますと、鳥栖市あたりになりますと、201から500、最高で500立米以上という単価がございます。ただ、鳥栖市におきましては、基山町等も一緒なんですけれども、公共下水等でやっている分でございます。佐賀市等も一緒です。公共下水道につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、500立米とか、そういうふうな単価がございます。これにつきましては、あくまでも、公共下水につきましては工場排水等の利用もできるという観点から、量的に農集排と比べまして、物すごい水量が公共下水の中で使用料として出てくるおそれがある。そういう観点から、鳥栖市とか、そのような公共下水をしているところについては300、400、500立米等の単価がございます。しかしながら、農業集落排水事業につきましては、あくまでも合併浄化槽法での施設ということになりますので、量的には300とか500とか、工場排水等の流入については農集排はいけませんので、そこまではないという観点から、今のところ100立米までで試算をしております。

それとあと1つ、今回の見直しの一歩の理由につきましては、一般家庭と事業所との使用料の格差がございます。基本的に言いますと、事業所と一般家庭でいきますと、10人当たり、一般家庭につきましては10人でありませんが、現在の事業所が最低10人までが3千円という単価になっております。それを一般家庭に直しますと、約7,000円程度になります。よって、今の事業所と一般家庭の差が物すごくあるもので、基本的には今回の見直しは、将来的に見定めた見直し等もありますけれども、まず事業所を一般家庭並みに合わせるという観点からの見直しでございます。

よって、ここに掲げております事業所等の使用料金体制につきましては、今の一般家庭を見定めたところで同じ金額程度につくったものでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

わかりました。

それで、1つだけ、吉野ヶ里町についても公共下水道につないでおりますか、それだけ教えていただきたい。

以上。

建設課長（江崎文男君）

吉野ヶ里町につきましては、東脊振村と三田川町の合併によって吉野ヶ里町というものができております。旧東脊振村につきましては農集排でございます。旧三田川町におきましては箱川地区だけが農集排と。よって、東脊振地区と三田川の箱川以外については公共下水という形になっております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第16号

議長（吉富 隆君）

日程第14．議案第16号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第17号

議長（吉富 隆君）

日程第15．議案第17号 上峰町副町長の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番（伊東盛雄君）

この副町長の人件費、年間幾らかかりますか。

総務課長（江頭典雄君）

今、条例改正案を提出しております。10%の特例支給ということで試算をいたしますと、給料、それから共済費、退職手当、それから期末勤勉手当、すべて含めると12,000千円から12,500千円程度になるだろうというふうに計算をしております。

8番（伊東盛雄君）

12,000千円というのは、職員の給与カット8,000千円、議員報酬の削減4,000千円、これは100名近い人員分を1人に支払う。これは何のために職員は給与をカットさせられているか。それからもう1つ、ホリカワ金属の借りかえ問題もご置きます。ここで幾らかでも財調に積み上げる今年度じゃないかと。だから、特にことしいっぱいぐらいは副町長を我慢して、何のために職員の給与削減をしたか、それから、議員の報酬カット、こういうのを合わせた額を1人に使うというような整合性が私には全然見えません。町長、どういう考えか教えてください。

町長（武廣勇平君）

これは、副町長選任は、さきの提案理由のときに申し上げましたように、私の命題というものでありました。それはどういうことかと申しますと、議会の皆様方からも私の行財政改革に対する遅延が見られるということ、また、町政運営の手法、さまざまな御指摘をいただいているわけでございます。さきの議会におきましては、決裁なき資料が議会で提出されていたりというような、さまざまな御心配を招くことが多々ございました。そうした意味で、副町長というものは事務の統括ということございまして、私の意向を酌みながら事務の統括をしていただく立場というものが絶対必要だというふうに思っております。

今まで行政経験のない私が就任してから、これまでの町長さんも、しっかりと副町長さんは補佐役としておられたわけでございますし、私にとって、この改革をやるという手綱を緩めるわけにはいきませんので、補佐役なしにこの改革は進まないというふうに考えておるところでございます。

その中で、おっしゃるように財政健全化という意味で、この副町長をつくらないほうがいいんじゃないかという御意見もあることは承知しておりますけれども、私は、逆に設置させていただいて、本当の改革というものを実現するためにも皆様に御了解いただきたいという旨で提案させていただいております。

まず、対話に基づく、そうした対外的な折衝も十分にできておりません。先ほど伊東議員のほうからもありましたように、そうした時間もとれなかったという部分がございます。交渉にかける十分な時間が確保できず、もどかしさを感じた時期もありました。また、町のPRのために自分が町の外に出ていくことも十分にできておりません。ましてや、企業誘致については、これは、ない時間をかき集めて行っているわけでございますが、こうした状況において経験に裏打ちされた知恵と工夫をさらに加えていくためにも必要だというふうに考えておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

副町長の選任についてということで、一、二回ちょっと質問したいと思いますけれども、

この副町長の選任は、福島さんという方は私と同じ地区の方で個人的には賛成したいという気持ちはありますけれども、議員として私は、上峰町の今の財政は大変逼迫している、このことを考えれば、本当に賛成はしかねるなという感じしております。

それから、ホリカワ産業の跡地、これは270,000千円、切りかえを来年の3月いっぱいにしなくてはなりません。今のところ借りかえができるような形になってきておりますけれども、そればかりじゃなくて、今度ごみ処理場あたりも負担金がふえてきます。だから、両方合わせれば、24年度からは六千数百万円にはなるかと思えます。だから、この財調を今のうちにある程度積み上げていかないと、上峰町は本当に大変な時期に来るんじゃないかなと。その辺の財調の積み上げはどのように町長は考えておられるか、その辺の説明をお願いしたい。

町長（武廣勇平君）

財調の積み上げも含め、以前いただきましたプライマリーバランス等の視点も含め、この財政状況の計画、工程表というものを22年につくりたいというふうに考えております。その中で、この副町長人事につきましては、計画の工程表を作成するに当たり、より歳入増につきましてもアイデアをたくさんいただくと確信しておりますし、支出、拠出に見合う、さらに上回る効果が得られるものだというふうに考え、提案させていただいております。

以上です。

5番（中山五雄君）

先ほども伊東議員のほうから質問がありましたけれども、今現在、役場の職員さん全員の給料が減額されて、八百数十万円、議員10名の報酬が減額して4,600千円相当ですね。両方合わせて約100人近くの人数が減額をして13,000千円ちょっとぐらいになりますかね。それを、副町長をつくれれば一千二百何十万円ですか、町負担金が出てきます。こういったことが本当に財政改革につながるかと。それと、今町長の答弁では、要するにそういう方を置いて本当の財政改革をやらなくちゃいけないと。今度、町長は統廃合をされるということで、課長が参事役、要するに部下のいない課長ができるんじゃないですか。今の町の職員の中に優秀な職員はいっぱいおられると思うんですよ。総務課が財政を企画課に渡して、総務課にそういう方を据えられて、要するに兼務をしていただければ十分じゃないかなと。町長、よくあなたは係長と話をしましたとかと言われますけれども、今の課長、副課長をよく見てください。立派な優秀な方たちが何人もおられると思いますよ。そういう方たちをそういう立場に立たせてやっていけばできるんじゃないですか。それをし切らなかった町長が責任的に使うべきじゃないですか。使い切らないのはあなたが悪いんじゃないですか。私はそう思いますよ。

それと、これは基山町あたりは今人口が約1万6,000人ですか、上峰町は九千三百幾ら、これは副町長の廃止をしておりますよ。隣接の吉野ヶ里町さんあたりも、議員さんの中から

副町長の廃止の意見が今たくさん出ております。だから、もう今から先、これだけの国自体が財政難でやっている時期に、しかも上峰町は一番小さな町、9,000人ちょっとの町で、副町長は今もう考えるべきじゃないですか。2万人以下の町は副町長は廃止しようというような話も出ていと聞いておりますよ。あとは町長の技量で職員さんたちをいかに上手に使うか、住民サービスが低下しないようにやっていくのか、町長の技量じゃないですか、私はそう思いますけれども。この福島さんをするのもいいでしょうけれども、もう少し財調をためて安定するまでは、今は置くべきじゃない、私はそう思いますけれども、いかがですか。

町長（武廣勇平君）

今、議員がまさにおっしゃいましたとおり、技量がない、改革が進んでいない、武廣にかわって何も変わっていないということも言われました。そうした自分の能力のなさ、行政経験の不足という部分も十分感じた上で、だからこそ、私の思う絵というものを実現するためにどうか皆様方に御協力を賜りたいと。この副町長を選任させていただき、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督するとされております。そうした意味で、改革を実現するためにも補佐役をつけさせていただきたい。その一念で御提案をさせていただいております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長の答弁を聞いておりますと、ほとんどが副町長に頼らないとできないような話にしか私は聞こえませんが、今度の当初予算にしても、町長、あなたは各課長あたりと本当にすり合わせをされましたか。腹の底から、ここはどうなっている、ここはどうなっていますかとか、いろんな話をされましたか。いろんな質問の中で、それから、当初予算の特別委員会の中でも、ほとんど答弁ができなかったんじゃないですか。本当に人間として、あなたは町長として、職員にそれだけの話をされて、腹のうちを割って話して、皆さん頑張ってくれと言われて、職員の皆さんたちがやりませんと言う人がおりますか。

その辺の話し合いもしなくて、ただ一人の人に頼ると。それもいいかもしれませんが、今の職員さんたちはどうですか。財政が豊かならいいですよ。何も言いません。しまいには住民の方たちに負担がかかってくるわけでしょう。そうってからじゃ遅いから、今ここで言っているんですよ。我々はそういう立場なんです。課長さんたちが座っておられる、よく見てください。立派な方たちがいっぱいおられますよ。そういう方たちと真から話し合いをしてやっていただきたいなと、そう思います。

質問を終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第26号

議長（吉富 隆君）

日程第16．議案第26号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第27号

議長（吉富 隆君）

日程第17．議案第27号 平成22年度上峰町老人保健特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第28号

議長（吉富 隆君）

日程第18．議案第28号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第19 議案第29号

議長（吉富 隆君）

日程第19．議案第29号 平成22年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第20 議案第30号

議長（吉富 隆君）

日程第20．議案第30号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第21 議案第31号

議長（吉富 隆君）

日程第21．議案第31号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第22 議案第32号

議長（吉富 隆君）

日程第22．議案第32号 上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第23 議案第33号

議長（吉富 隆君）

日程第23．議案第33号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時40分 散会